

東北学生弓道連盟規約

施行 昭和三十七・七・一

改正 令和六・二・二八

目次

第一章 総則（一条―二条）

第二章 組織（三条―四条）

第三章 活動（五条）

第四章 役員（六条―一〇条の二）

第五章 委員会（十一条―一六条）

第六章 会計（一七条―一九条）

第七章 加盟・脱退及び懲戒（二〇条―二二条）

第八章 審判規定（二二条―二四条）

第九章 競技規定（二五条―三六条）

第十章 附 則（三七条―三八条）

第十一章 施 行（三九条）

（名称）

第一条 本連盟は東北学生弓道連盟と称す

第一章 総則

る。

（目的）

第二条 本連盟は東北各大学弓道部相互の親睦を図り、あわせて斯道の研究と発展とを期することを目的とする。

第二章 組織

（組織）

第三条 本連盟は他の全国八地区（北海道、北信越、東京都、関東、関西、中四国、九州）の学生弓道連盟とともに全日本学生弓道連盟を組織する。

② 本連盟は東北地区（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島）の加盟校の弓道部をもって組織する。

③ 加盟校は毎年、全日本学生弓道連盟及び本連盟に部員登録しなければならない。

（本部）

第四条 本連盟の本部は原則として委員長の所属する加盟校（以下「本部校」と呼ぶ）

に置く。

第三章 活動

（事業）

第五条 本連盟は次の活動を行う。

- 一 東北学生弓道大会を開催する。
- 二 東北地区秋季学生弓道大会を開催する。

三 東北地区秋季女子学生弓道大会を開催する。

四 東北地区記録会を開催する。

五 東北地区女子記録会を開催する。

六 東北学生弓道新人戦を開催する。

七 全日本学生弓道連盟、弓道団体、その他各種運動団体との連絡協力を図る。

八 連盟誌「剛弓」を発行する。

九 その他本連盟の目的に適する活動を行う。

第四章 役員

（役員）

第六条 本連盟は次の役員を置く。ただ

し、欠員を認める。

- 一 会長 一名
- 二 副会長 一名以上
- 三 委員長 一名
- 四 副委員長 一名以上
- 五 委員 各校代表一名
- 六 顧問 若干名

#### (役員任期)

**第七条** 役員の任期は、九月一日より翌年八月三十一日までとする。ただし、再選はこれを妨げない。

- ② 任期の途中で役員となった者の任期は、八月三十一日までとする。

#### (会長・副会長の選任)

**第八条** 会長及び副会長は、委員会の議決を経て選任される。

#### (顧問)

**第九条** 会長は、委員会の議決を経て顧問を推薦することができる。

#### (委員長)

**第一〇条** 委員長は、委員会の議決を経て選任される。

- ② 委員長は、本連盟の業務を総理する。委員長は必要に応じて次の部局を設置することができる。

- 一 総務局
- 二 会計局
- 三 広報局
- 四 剛弓局

#### (副委員長)

**第一〇条の二** 副委員長は、委員長が指名する。

- ② 副委員長は委員長の職務を補佐する。
- ③ 委員長、副委員長のうち二名は、全日本学生弓道連盟の中央委員となる。

#### 第五章 委員会

#### (委員会)

**第二一条** 本連盟の会議は、委員会と称する。

#### (開催)

**第二二条** 委員会は、毎年二回の定例委員会を開催する。

- ② 委員長は、必要があると認めるときに臨時委員会を招集することができる。

#### (議長)

**第二三条** 委員長は、委員会において議長となる。なお、委員長に事故あるときは副委員長が議長となる。

#### (議決)

**第二四条** 委員会の決議は、三分の二以上の委員が出席し、出席した当該委員の過半数をもって行う。なお、委任状は特別の留保のない限り賛成とみなす。

- ② 前項の規定に関わらず、次に掲げる委員会の決議は、三分の二以上の委員が出席し、出席した当該委員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。なお、委任状は特別の留保のない限り賛成とみなす。

一 第二十一条第四項及び第五項(出場停止又は除名)

二 第三十七条(規約の改正)

(交通費用)

**第一六条** 委員会に出席する者は、学割普通往復料金又は特急料金を請求することができる。ただし、請求額を証明する物を提出しなければならない。

第六章 会計

(会計)

**第一七条** 会計年度は九月一日より翌年八月三十一日までとする。

(収入)

**第一八条** 本連盟の経費は次の収入をもつてこれにあてる。

一 連盟費 加盟校の連盟費は一カ年五千元とする。なお、加盟校弓道部は十月三十一日までに連盟費を納入しなければならない。

二 部員登録料 部員登録料は一カ年部員一名あたり千円とする。なお、加盟校は五月三十一日までに人数分の部員登録

料を納入しなければならない。ただし、追加部員登録は随時認める。

三 大会・委員会参加費 要項においてこれを定める。

四 補助金

五 寄付金およびその他の収入

② 加盟校が本連盟に対して有する債権を自働債権とし、本連盟が加盟校に対して有する債権を受働債権とする相殺は委員長の承認を得なければすることができない。なお、本連盟が加盟校に対して有する債権を自働債権とする相殺については適用しない。

(会計監査)

**第一九条** 会計は年度末の定例委員会において会計監査を受ける。

第七章 加盟、脱退及び懲戒

(加盟・脱退)

**第二〇条** 本連盟への加盟を希望する大学は委員長に加盟申請書を提出し、委員会の承認を得なければならない。なお、新加盟

校は東北地区秋季学生弓道大会及び東北地区秋季女子学生弓道大会において、最下部リーグ所属とする。

② 本連盟からの脱退を希望する大学について、脱退の理由が正当であると委員会において承認された場合、脱退することができる。

(懲戒)

**第二一条** 委員会は本連盟主催大会の運営に重大な支障を与え、または本連盟の加盟校としてふさわしくない非行を行った加盟校に対し、懲戒を講ずることができる。

② 懲戒は次の区分により行う。

一 戒告 文書によって嚴重注意をし、将来を戒める。

二 罰金 二万円を超えない範囲で罰金の納付を命じる。

三 出場停止 一年を超えない範囲で本連盟主催大会への出場資格を停止する。

四 除名 本連盟からの脱退を命じる。

③ 第一項に該当する行為のうち、次のいず

れかに該当する場合は、情状により、戒告又は罰金に処する。ただし、第二号に該当する場合には、罰金に処する。

一 無断又は正当な理由なく期限までに提出物の提出をしないとき

二 無断又は正当な理由なく委員会に出席しないとき

④ 第一項に該当する行為のうち、次のいずれかに該当する場合は、情状により、出場停止に処する。

一 無断又は正当な理由なく期限までに罰金を納付しないとき

二 直近二年度において、戒告又は罰金に計三回以上処せられたとき

三 直近二年度において、無断又は正当な理由なく委員会に二回出席しないとき

⑤ 第一項に該当する行為のうち、次のいずれかに該当する場合は、情状により、除名に処する。

き

一 直近二年度において、無断又は正当な理由なく委員会に三回参加しないとき

二 全日本学生弓道連盟より除名処分を受

けたとき

⑥ 全日本学生弓道連盟規約第二十九条及び第二十九条の二の適用は、本条の適用を妨げない。

⑦ 懲戒を講じようとする場合においては、その懲戒の対象となる大学に対して文書又は口頭により弁明の機会を与えなければならぬ。

## 第八章 審判規定

### (審判)

**第二二条** 審判は委員長の任命した審判長及び審判員をもつて組織し、審判を行う。

### (的中規定)

**第二三条** 的中規定は、全日本学生弓道連盟規約第三十九条を適用する。

**第二四条** 前条の規定に該当しない場合は審判又はそれに準ずる者の判断によってこれを決する。

## 第九章 競技規定

### (弓)

**第二五条** 本連盟の主催するすべての競技は日本弓をもつて行う。

### (出場資格)

**第二五条の二** 本連盟の主催するすべての競技における出場資格は本連盟加盟校に限る。なお、出場資格は当該大学通常在籍期間中(普通大四年、短期大二年、医科系大六年)とする。ただし、留年、休学等により通常在籍期間を超える者の出場はこれを認めない。

② 早期卒業制度により四年未満三年以上の在学中で卒業が認められた学生について、早期卒業以前から部員として登録され、かつ同一大学法人の大学院に進学する場合に限り、前項に定める期間を超えない範囲で出場資格を認める。ただし、本規定の適用には本人の申告を要する。

### (引き直しの禁止)

**第二六条** 打ち起こしを開始した後の引き直しは原則として認めない。

**(的)**

**第二七条** 特別の定めのないかぎり、すべての競技において三十六センチ星的を使用する。

**(的の位置)**

**第二八条** 的の位置は地上九センチとする。

② 三十六センチ星的以外の的を使用する場合はその中心を三十六センチ星の中心に揃える。

**(距離)**

**第二九条** 射位からの面までの距離は二十八メートルとする。

**(矢返しの禁止)**

**第三〇条** 行射中の矢返しは原則として認めない。

**(立順変更・再出場の禁止)**

**第三一条** 特別の定めのない限り、団体試合における立順の変更は認めない。

② 団体試合において交代選手の再出場は原則として認めない。

**(一手競射・一本競射)**

**第三二条** 団体試合において的中数が同数の場合、各選手一手を以て競射をし、その的中数で勝敗を決する。

② 一手競射によっても勝敗が決しない場合、各選手一本を以て競射をし、その的中数で勝敗を決する。以後、勝敗が決するまで、一本競射を行う。

③ 特別の定めのない限り、一手競射の先攻、後攻は矢振りによって決定する。以後は、一回ごとに交代する。

**(射詰競射・遠近競射)**

**第三三条の二** 特別の定めのない限り、個人戦は三十六センチ星的による射詰により決する。ただし、六射目から二十四センチ星的を使用する。

② 優勝決定以外の順位決定は、三十六センチ星的による遠近競射によって決定する。

③ 遠近競射において、順位の判断が困難な

場合は、やり直しを認める。なお、掃き矢及び幕打ちは最下位とする。

**(遵守事項・罰則)**

**第三三条** 本連盟主催大会に参加する者は、本連盟規約、本連盟規約細則及び実施要項を遵守しなければならない。

② 審判は前項の規定に従わない者又はチームに対して、次の措置を講じることができ。

一 注意 前項の規定に違反している旨を伝え、再発を防止するよう戒める。

二 無効 その立における、当該選手又は当該チームが既に打ち起こした矢をすべて失中とする。

三 失格 その立における、当該選手又は当該チームのすべての矢を失中とする。以降の試合は、すべて失中又は不戦敗とする。また、その大会における入賞を取り消す。大会委員会は他の者の順位を繰り上げることができる。

**(異議申立て)**

### 第三条之二 競技の運営に関する異議申

立ては各校責任者一名のみが大会委員会に対して行うことができる。

② 大会委員会は大会委員長、副委員長及び審判をもって構成し、異議申立て及びその処置についてその直後に行われる委員会において報告する義務を負う。

③ 的中判定に関する異議申立ては、矢取りが行われる前に審判に申し出なければならない。

### (試合への遅刻)

### 第四条 試合開始時まで会場に到着し

なかった者は失格とする。ただし、事前に遅刻の連絡をしていたとき又は大会委員会においてその理由が正当であると認められたときはその限りではない。

### (参加申込み)

### 第四条之二 参加申込み及び選手登録

は、大会の二週間前までに本母校に行わなければならない。

### (制限時間)

### 第五条 団体試合における制限時間(行射

開始の合図から落の四射目の離れまでの時間)は、五人立九分、四人立八分、三人立七分とする。

② 制限時間を超過した選手の的中は、団体的の中に加えることができない。なお、個人の的中として認めることは妨げない。

③ 射場において失が発生した場合は、失をした選手の直前の選手(大前が失をした場合は大落)の離れで計時を一時停止する。なお、失をした選手の打ち起こしから計時を再開する。

④ 的場において失が発生した場合は、審判の合図により計時を一時停止し、再開の合図により計時を再開する。

⑤ 時間制限がない立において、過度な遅延行為と認められる場合は、その選手の的中を無効とする。

### (監督・介添えの禁止行為)

### 第三六条 試合中における監督又は介添え

による次の行為を禁止する。

一 選手の身体に触れる行為

二 行射中に狙いを確認する行為

② 前項各号に定める行為を故意に行なった場合は、その立において当該選手が引いた矢を無効とする。

③ 審判が第一項に定める行為を行なった選手の属する大学に注意を行なった後、再びその大学の選手が同様の行為を行なった場合、その行為は故意に行なったものとみなす。

④ 本条の適用は、懲戒処分適用を妨げない。

### 第一〇章 附 則

### 第三七条 (削除)

### (補充規定)

### 第三八条 本連盟の活動を行うために必要

な諸規定は、委員会の規定する細則及び各大会の実施要項に基づきこれを行う。

### 第一章 施行

### 第三九条 この規約は昭和三十七年七月一

日より施行する



東北学生弓道連盟規約細則

施行 昭和三十七・七・一

改正 令和七・八・三〇

目次

第一章 総則（一条）

第二章 東北学生弓道大会（二条―一二条）

第三章 東北地区秋季学生弓道大会（三条―二九条）

第四章 東北地区秋季女子学生弓道大会（三〇条―四六条）

第五章 東北地区記録会・東北地区女子記録会（四七条―五五条）

第六章 東北学生弓道新人戦（五六条―六四条）

第一章 総則

（目的）

**第一条** 本細則は東北学生弓道大会、東北地区秋季学生弓道大会、東北地区秋季女子学生弓道大会、東北地区記録会、東北

学生弓道新人戦を円滑に運営し、最良の試合の実現に資することを目的とする。

第二章 東北学生弓道大会

（部門）

**第二条** 本大会は男女とも団体戦及び個人戦を行うものとする。

（開催時期）

**第三条** 本大会は原則として四月に行う。

（上位大会）

**第三条の二** 本大会団体戦優勝校及び準優勝校は全国大学弓道選抜大会の出場権を得る。

（団体戦）

**第四条** 団体戦決勝は予選における中数の上位八チームによるトーナメント戦とする。

② 選手交代は、決勝トーナメント一回戦より認める。ただし、決勝トーナメントの試合における一手競射又は一本競射で

の選手交代は認めない。

（男子の部団体戦）

**第四条の二** 男子の部団体戦は一チーム五人立とし、各校一チームのみ出場できる。（補欠三名を含む八名を選手とする。）

② 予選及び決勝は各人四射計二十射を行う。

（女子の部団体戦）

**第四条の三** 女子の部団体戦は一チーム四人立とし、各校一チームのみ出場できる。（補欠二名を含む六名を選手とする。）

② 予選及び決勝は各人四射計十六射を行う。

（個人戦）

**第五条** 個人戦予選は男女ともに、四射三中以上をもって通過とする。

② 団体戦予選に出場した選手は、その中を個人戦予選の的中とみなす。団体戦予選

に出場しなかった選手は、別に予選を設ける。

- ③ 決勝は射詰競射を行う。優勝決定以外の順位決定は遠近競射による。

#### (選手登録人数)

- 第六条** 団体は男子四名以上八名以下、女子三名以上六名以下を登録することができる。

- ② 前項に定める人数に満たない大学は、個人戦にのみ出場することができる。

#### 第七条―第八条 (削除)

#### (表彰)

- 第九条** 表彰は男女とも団体三位、個人五位までとする。射道優秀賞は次条の定めによる。

#### (射道優秀賞)

- 第一〇条** 本大会は射道優秀賞を表彰することができる。

- ② 射道優秀賞は男女各二名以内とする。

- ③ 射道優秀賞の審判は本連盟によって依頼された者が行う。

#### (メンバー表の提出)

- 第一条** 団体戦予選メンバー表は開会式前までに提出しなければならない。

#### 第二二条 (削除)

#### 第三章 東北地区秋季学生弓道大会

#### (部門)

- 第一三条** 本大会は団体戦及び個人戦を行う。

- ② 団体戦は加盟校を一部から五部のリーグに分ける。

#### (上位大会)

- 第一四条** 一部リーグ戦優勝校は全日本学生弓道王座決定戦の出場権を得る。

- ② 本大会において東西学生弓道選抜対抗試合出場者を決定する。

#### (開催時期)

- 第一五条** 本大会は原則として十月に行うものとする。

#### (団体戦)

- 第一六条** 団体戦はリーグ方式による総当たり制とする。

- ② 団体戦は各校四人二立計八人とする(補欠は制限しない)。試合は各人二十射計百六十射をもって行う。ただし、運営上やむを得ないときは、大会委員会による協議により、射数を変更することができる。

#### (参加者少数の場合)

- 第一七条** 参加者少数の場合、六名以上をもって参加できる。

#### (試合の勝敗)

- 第一八条** 各試合の勝敗は的中数により決定する。

#### (試合の棄権)

- 第一九条** 試合を棄権した大学は不戦敗と

する。

- ② 両校とも試合を棄権した場合は、不成立とする。なお、再試合は委員長承認がない限り認めない。

#### (団体戦の順位決定)

- 第二〇条** 団体戦は勝数により順位を決定する。勝数が同じである場合は、総的中数によって順位を決定する。勝数及び総的中数が同じである場合は、規約第三十二条を適用する。

- ② 試合の棄権により総射数が異なる場合において勝数が同じである場合には、総的中数によって順位を決定する。勝数及び総的中数が同じである場合は、規約第三十二条を適用する。ただし、棄権した大学は勝数が同じである中の最下位とする。

- ③ 一手競射及び一本競射の的中は、前三項の総的中数及び総的中率に算入しない。

#### (個人戦)

- 第二一条** 個人戦は団体戦における的中数により順位を決定する。

- ② 一手競射、一本競射及び入替戦の的中は個人戦に算入しない。

#### (表彰)

- 第二二条** 表彰は各部団体戦二位、個人戦三位までとする。また、試合毎に皆中者には皆中賞を贈る。

#### (選手交代)

- 第二三条** 選手交代は各試合の二立目より認める。ただし、立順の変更及び交代選手の再出場は同一試合においては認めない。

#### (対面挨拶)

- 第二四条** 試合の先攻・後攻は原則として矢張りによって決定する。

- ② メンバー表は各試合開始時の対面挨拶時に提出しなければならない。

- 第二五条** 参加申込み及び選手登録は、大会の二週間前までに各リーグ主管校に行わなければならない。

#### 第二六条 (削除)

#### (東西選手)

- 第二七条** 東西学生弓道選抜対抗試合出場者は、個人戦における中率により決定する。ただし、各リーグの全射数を引き切った者を対象とする。また、判定の対象は各リーグの全射数が四十射以上の場合に限る。

- ② 異なるリーグ間での中率が同じ者がいる場合、上位リーグの者を優先する。同じリーグでの中率が同じ者がいる場合は、各部個人戦における順位の高い方を優先する。

#### (入替戦)

- 第二八条** 各部の最下位校とその下部の優勝校は入替戦を行う。入替戦で勝った大学は、次年度の大会において上位リーグに所属し、負けた大学は、次年度の大会において下部リーグに所属する。

- ② 入替戦は原則として大会終了後三週間以内とし、大会時の登録選手をもって行う。

ものとする。

③ 試合は第十六条から第十九条、第二十三条及び第二十四条に基づき行う。

④ 第一項における最下位校が二校以上存在するとき、直近で大会に参加した年度が新しい加盟校を上位とする。判定対象とする大会は次の順序で優先して適用し、それでも決さない場合委員会の判断による。なお、判定は男女を分けて行う。

一 東北地区秋季学生弓道大会・東北地区秋季女子学生弓道大会

二 東北学生弓道大会

三 東北学生弓道新人戦

#### (主管校)

**第二十九条** 各リーグの主管校は原則として持ち回り制とし、委員会で協議のうえ決定する。

#### 第四章

東北地区秋季女子学生弓道大会

#### 第三〇条 (削除)

#### (上位大会)

**第三一条** 一部リーグ戦優勝校は全日本学生弓道女子王座決定戦の出場権を得る。

② 本大会において女子東西学生弓道選抜対抗試合出場者を決定する。

#### 第三二条 (削除)

#### (団体戦)

**第三三条** 団体戦はリーグ方式による総当たり制とする。

② 団体戦は、各校四人一立とする(補欠は制限しない)。試合は各人十二射計四十八射をもつて行う。ただし、運営上やむを得ないときは、大会委員会による協議により、射数を変更することができる。

#### (参加者少数の場合)

**第三四条** 参加者少数の場合、三名以上をもって参加できる。

#### 第三五条―第四三条 (削除)

#### (東西選手)

**第四四条** 女子東西学生弓道選抜対抗試合出場者は、個人戦における的中率により決定する。ただし、各リーグの全射数を引き切った者を対象とする。また、判定の対象は各リーグの全射数が三十六射以上の場合に限る。

② 異なるリーグ間での中率が同じ者がいる場合、上位リーグの者を優先する。同じリーグでの中率が同じ者がいる場合は、各個人戦における順位の高い方を優先する。

#### 第四五条 (削除)

**第四六条** 本大会は、第一三条、第一五条、第一八条から第二五条、第二八条及び第二九条を適用する。

#### 第五章

東北地区記録会・東北地区女子記録会

#### (部門)

**第四七条** 本大会は個人戦を行う。

**（出場人数）**

**第四八条** 東北地区記録会に出場する選手

は各校男子三名以内とするほか、次の各号に該当する加盟校は、別に出場選手を増やすことができる。ただし、運営上支障があると認められるときはこの限りではない。

一 直前に行われる東北学生弓道大会男子団体戦入賞校 各一名

二 直後に行われる東北地区秋季学生弓道大会一部リーグ校 各一名

② 東北地区女子記録会に出場する選手は各校女子四名以内とするほか、次の各号に該当する加盟校は、別に出場選手を増やすことができる。ただし、運営上支障があると認められるときはこの限りではない。

一 直前に行われる東北学生弓道大会女子団体戦入賞校 各一名

二 直後に行われる東北地区秋季女子学生弓道大会一部リーグ校 各一名

**（開催時期）**

**第四九条** 本大会は原則として五月下旬

に行う。

**第五〇条** （削除）

**（射数）**

**第五一条** 射数は男子各人百射、女子各人六十射とする。

**（順位決定）**

**第五二条** 順位は的中数の多い順に決定する。同中の場合は射詰により決定する。

**（表彰）**

**第五三条** 的中数の上位五名を表彰する。連中賞は別に設ける。

**第五四条―第五五条** （削除）

**（部門）**

**第六章** 東北学生弓道新人戦

**第五六条** 本大会は団体戦及び個人戦を行う。

**（開催時期）**

**第五七条** 本大会は原則として十二月に行う。

**（団体戦）**

**第五八条** 団体戦は男女混合一チーム三人立とする（補欠二名を含む五名を選手とする）。各校のチーム数は、運営に支障がない限り制限しない。

② 予選は射数各人八射、計二十四射で行う。決勝戦は予選における団体的中数の上位八チームによるトーナメントとする。ただし、決勝トーナメントに進出するチーム数は、運営に支障がない限り増やすことができる。

③ 選手交代は予選二立目より認める。ただし、交代選手の再出場は認めない。なお、決勝トーナメント進出決定の競射における選手交代は認めない。

**（個人戦）**

**第五九条** 個人戦予選は男女ともに、四射三中以上をもって通過とする。

② 団体戦予選に出場した選手は、各人の最初の立の的中を個人戦予選の的中とみなす。団体戦予選に出場しなかった選手は、別に予選を設ける。

③ 決勝は射詰競射を行う。優勝決定以外の順位決定は遠近競射による。

#### **（選手登録人数）**

**第六〇条** 選手登録は男女混合一チーム二名以上五名以下とする（二チーム以上出場する大学については、一チーム三名をもって団体と認める）。なお、その大学の参加者が一名である場合、個人戦にのみ出場することを認める。

**第六一条** 参加資格は弓道部所属後一年以内の者とする。ただし、弓道部所属後一年を超えた者で、特別の事情が大会委員会の合議により認められた者は、参加資格を認めることができる。

#### **第六二条 （削除）**

#### **（表彰）**

**第六三条** 団体戦三位まで、個人戦五位まで表彰する。

#### **第六四条 （削除）**